○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市財部町下財部字中段五〇三三の一、五〇三三の三、五〇五六、五〇五七の一、字尾竹五〇七三の一、財部町南俣字九日田五四六二の一、五四六二の二、五四六三の四、五四六四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市大隅町月野字道ヶ迫四三〇七の二、四三〇七の三、四三〇八の二、四三〇八の四、四三〇八の五、四三一三の二、財部町南俣字山神段七三八四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十七年七月二十五日農林省告示第千三百五号（一に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十七年六月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県綾歌郡綾川町西分字西常清乙七八四の一、乙七八四の二三、乙七八四の一地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び綾川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十七年六月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四十三号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県伊万里市東山代町滝川内字古田二〇一の三二、二三三の四、二三三の四地先、二三七の一、二三七の三、二四四、二四五の二、二四五の四、二四五の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十七年六月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県唐津市北波多成渕字白木二二九四、二三〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字緑呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動墓、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中墓、字大名神、字明神西、字谷頭、字虫送り及び字遠原の全部、金田字天神下、字大坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、上野字東久保、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字柵ノ内の全部、上野字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字馬観音、字滝ノ墓、字岩ノ入、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田迎、字谷頭、字溝端、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上